

府子本第229号
28文科初第1859号
雇児発0331第28号
平成29年3月31日

各都道府県知事
各都道府県教育委員会教育長
各指定都市・中核市市長 殿
各指定都市・中核市教育委員会教育長

内閣府子ども・子育て本部統括官
西崎文平

(印影印刷)

文部科学省初等中等教育局長
藤原誠

(印影印刷)

厚生労働省雇用均等・児童家庭局長
吉田学

(印影印刷)

幼保連携型認定こども園教育・保育要領の全部を改正する告示の公示について
(通知)

このたび、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号。以下「認定こども園法」という。)第10条第1項に基づき、内閣府・文部科学省・厚生労働省告示第1号をもって、別添のとおり、新幼保連携型認定こども園教育・保育要領(以下「新教育・保育要領」という。)を公示し、平成30年4月1日より施行することとしました。

新教育・保育要領は、内閣府特命担当大臣決定に基づき設置された幼保連携型認定こども園教育・保育要領の改訂に関する検討会での審議のまとめを踏まえつつ、また、認定こども園法第10条第2項に基づき、幼稚園教育要領(平成29年文部科学省告示第62号。以下「新幼稚園教育要領」という。)及び保育所保育指針(平成29年厚生労働省告示第117号。以下「新保育所保育指針」という。)との整合性の確保に配慮しながら、改正しました。

新教育・保育要領の改正の概要等は下記のとおりですので、各位におかれては、十分御了知いただき、指定保育士養成施設を含め、管内・域内の関係者に遅滞なく周知するなど、その実施に遺漏のないよう御配慮願います。

なお、本通知は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第245条の4第1項の規定に基づく技術的助言であることを申し添えます。

また、本通知は、関係資料と併せて内閣府の子ども・子育て支援新制度のホームページに掲載しておりますので、御参照ください。

記

1. 改正の概要

(1) 基本的な考え方

新教育・保育要領は、学校と児童福祉施設の両方の位置付けを持つ幼保連携型認定こども園として、次の方針に基づき改正したものであること。

新幼稚園教育要領及び新保育所保育指針との整合性の確保

【新幼稚園教育要領との整合性】

- ・ 幼保連携型認定こども園の教育及び保育において育みたい資質・能力を明確にしたこと。
- ・ 5歳児修了時までには育てほしい具体的な姿「幼児期の終わりまでに育てほしい姿」を明確にしたこと。
- ・ 園児の理解に基づいた評価の実施、特別な配慮を必要とする園児への指導を充実させたこと。
- ・ 近年の子どもの育ちをめぐる環境の変化等を踏まえ、満3歳以上の園児の教育及び保育の内容の改善を図り充実させたこと。

【新保育所保育指針との整合性】

- ・ 乳児期及び満1歳以上満3歳未満の園児の保育に関する視点及び領域、ねらい及び内容並びに内容の取扱いを新たに記載したこと。
- ・ 近年の課題に応じた健康及び安全に関する内容の充実、特に、災害への備えに関してや教職員間の連携や組織的な対応について強調して記載したこと。

幼保連携型認定こども園として特に配慮すべき事項等の充実

- ・ 幼保連携型認定こども園の教育と保育が一体的に行われることを、新教育・保育要領の全体を通して明確に記載したこと。
- ・ 教育及び保育の内容並びに子育ての支援等に関する全体的な計画に関して、明確に記載したこと。
- ・ 幼保連携型認定こども園として特に配慮すべき事項として、満3歳以上の園児の入園時や移行時について、多様な経験を有する園児の学び合いについて、長期的な休業中やその後について等を記載したこと。
- ・ 多様な生活形態の保護者が在園していることへの配慮や地域における子育て支援の役割等、子育ての支援に関して記載を充実させたこと。

(2) 構成

新教育・保育要領の構成は、新幼稚園教育要領及び新保育所保育指針との整合性を確保する観点から、以下のとおりとしたこと。

第1章 総則

- 第1 幼保連携型認定こども園における教育及び保育の基本及び目標等
- 第2 教育及び保育の内容並びに子育ての支援等に関する全体的な計画等
- 第3 幼保連携型認定こども園として特に配慮すべき事項

第2章 ねらい及び内容並びに配慮事項

- 第1 乳児期の園児の保育に関するねらい及び内容
- 第2 満1歳以上満3歳未満の園児の保育に関するねらい及び内容
- 第3 満3歳以上の園児の教育及び保育に関するねらい及び内容
- 第4 教育及び保育の実施に関わる配慮事項

第3章 健康及び安全

- 第1 健康支援
- 第2 食育の推進

第 3 環境及び衛生管理並びに安全管理

第 4 災害への備え

第 4 章 子育ての支援

第 1 子育ての支援全般に関わる事項

第 2 幼保連携型認定こども園の園児の保護者に対する子育ての支援

第 3 地域における子育て家庭の保護者等に対する支援

2. 留意事項

(1) 趣旨の周知のための取組等

新教育・保育要領の趣旨が幼保連携型認定こども園において実現するためには、各幼保連携型認定こども園の関係者がその趣旨や内容についての理解を深める必要がある。このため、内閣府・文部科学省・厚生労働省では、平成 29 年度に全国を対象とした中央説明会の開催など、集中的に周知・徹底を図ることとしており、各位におかれても、説明会や研修会を開催するなど、周知・徹底を図ることとされたいこと。

また、新教育・保育要領は大綱的な基準であることから、その記述や解釈などの詳細については、内閣府・文部科学省・厚生労働省において、新教育・保育要領の解説を作成することを予定しており、新教育・保育要領解説の積極的な活用を図られたいこと。このため、新教育・保育要領解説を活用して、保育教諭等が新教育・保育要領についての理解を深められるよう周知・徹底を図られたいこと。

(2) 幼保連携型認定こども園以外の認定こども園における教育及び保育

幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の設置者は、当該施設において教育又は保育を行うに当たっては、新教育・保育要領を踏まえて行わなければならないこと（認定こども園法第 6 条関係）。

このため、幼保連携型認定こども園以外の認定こども園においても、新教育・保育要領についての理解を深められるよう周知・徹底を図られたいこと。

〔参考〕内閣府 子ども・子育て支援新制度ホームページアドレス

<http://www8.cao.go.jp/shoushi/index.html>

(内閣府ホーム > 子ども・子育て支援 > 認定こども園)

本件担当：

内閣府子ども・子育て本部参事官（認定こども園担当）付

TEL: 03-5253-2111（代表）内線 38442

FAX: 03-3581-2808

文部科学省初等中等教育局幼児教育課

TEL: 03-5253-4111（代表）内線 2710

FAX: 03-6734-3736

厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課

TEL: 03-5253-1111（代表）内線 7928

FAX: 03-3595-2674